

基安化発 0607 第2号  
令和 3年 6月 7日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
(公印省略)

### 有害物ばく露防止対策補助金の実施に係る周知について

金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機構 (IARC) により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則 (以下「特化則」という。) 等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が義務付けられ、順次施行されることとなっている。

今般、改正特化則の経過措置期間中におけるばく露防止措置を支援し、法令改正を円滑に施行するとともに、法令改正の効果を可能な限り先取りするため、別添のとおり、中小企業に対して、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する「有害物ばく露防止対策補助金」を実施する。

本補助金制度については、公益社団法人全国労働衛生団体連合会に委託し実施することとなったのでご了知の上、金属アーク溶接等作業を行う団体・事業者及び測定を行う作業環境測定機関に対して、別途送付するリーフレットの配布、ホームページへの掲載等各種機会を活用して周知いただくようお願いする。

なお、測定・補助の実施に当たっては作業環境測定法施行規則別表第4号に掲げる作業場の分析を行うことができる作業環境測定機関により実施するものを補助対象とすることとしているので、貴局ホームページの作業環境測定機関の登録状況については変更の都度更新するとともに、作業環境測定機関の登録状況等について問い合わせがあった場合は適切に対応されたい。

また、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知されたい。